

1 高槻市景観基本計画の目的

(1) 高槻市景観基本計画の目的

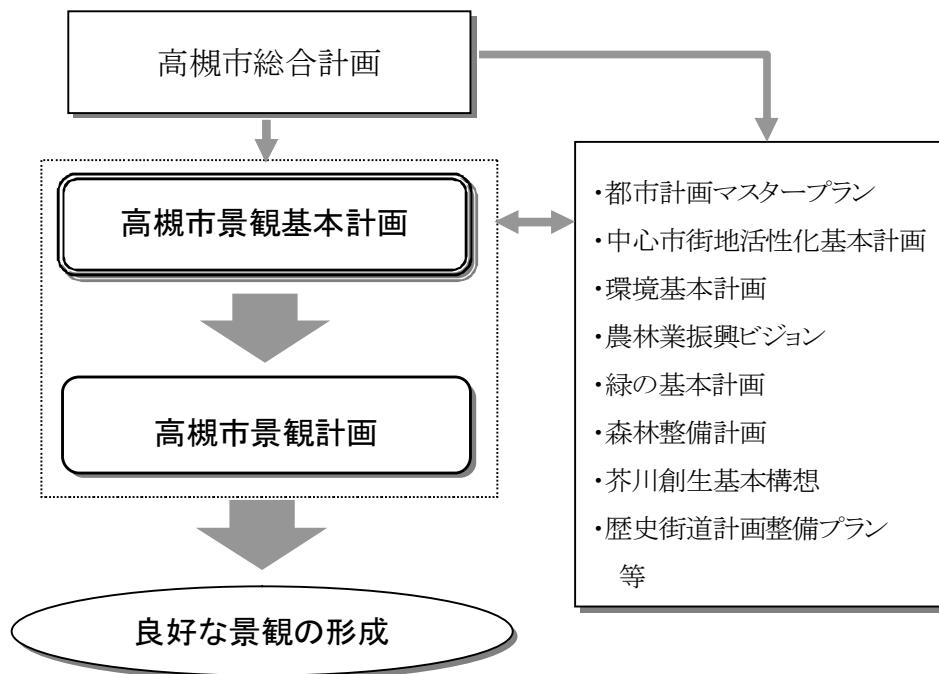
高槻市における良好な景観の実現ならびに景観まちづくりの推進のためには、市民、事業者、行政が互いの役割を明確にし、それが景観の価値を共有しながら、同じ目標に向かって協働で取り組むことが重要です。

このようなことから、高槻市が目指す将来像「心ふれあう水とみどりの生活・文化都市」（高槻市総合計画より）の実現に向けた景観面からのアプローチとして景観形成の方針や施策等を示し、高槻市の良好な景観形成を推進するために、高槻市景観基本計画を策定します。

(2) 高槻市景観基本計画の位置づけ

高槻市景観基本計画は、上位計画である高槻市総合計画に即し、他の関連計画と連携・調整しながら策定するものであり、高槻市の良好な景観まちづくりのマスタープランとなるものです。

さらに計画の実現に向け、景観法に基づく景観計画や景観条例を同時に策定し、実行性のあるものとしていきます。



景観基本計画（景観マスタープラン）

良好な景観形成の方針や取り組みを示すことにより、市民、事業者、行政が景観の価値観を共有し、同じ目標に向かって景観まちづくりを推進するための基本計画

景観計画

景観基本計画に定める景観形成の目標を実現するため、景観法に基づき具体的な行為規制や景観形成の基準を定めた計画

2 景観について

2-1 景観とは

景観は様々な要素で構成

- 「景観」は、私達をとりまく様々な環境が目に見える形として表れたものであり、森林や河川等の自然、道路や公園、建物や看板等のまちを構成する要素のほか、そこで活動する人々等から成り立っています。

景観は各人の価値観を反映したもの

- 「景観」は、これらの要素の物理的な眺め（「景」）を私達が感じる（「観」）ことによって生み出されるもので、眺めの対象と眺める主体の相互の関係によって成り立つものであるといわれています。
- そのため、「景観」は私達の価値観を反映したものともいえます。

景観の成り立ちを知ることで新たな価値観を共有する

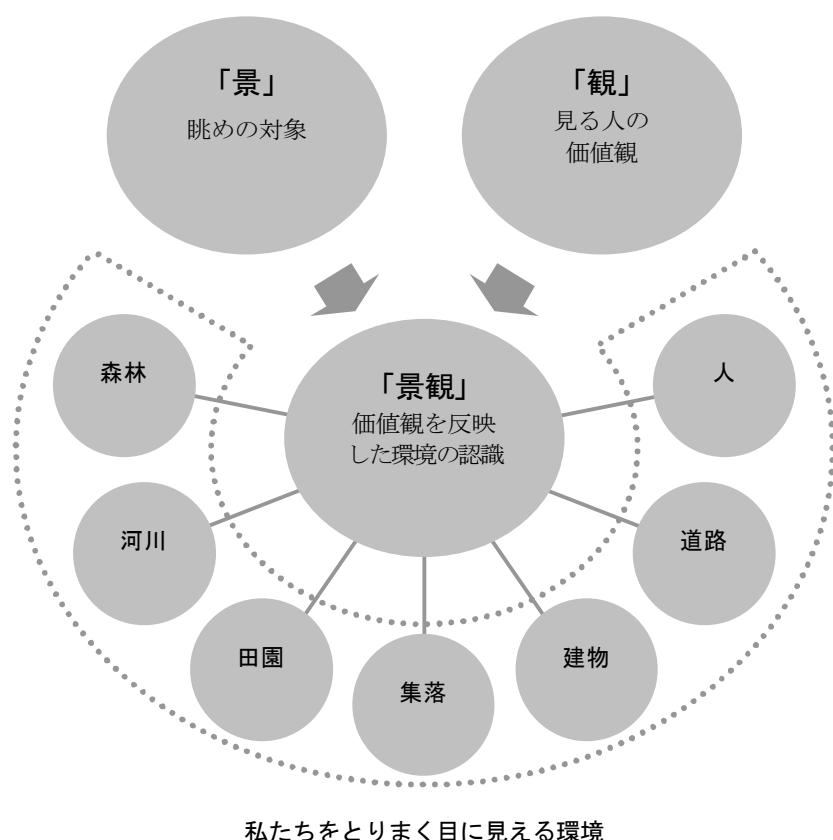
- 良好な「景観」とは、見る人のこれまでの体験、経験の積み重ねから思い起こされる感動のほか、その「景観」の背後にある人々の営みを理解することによって生まれる感動が「良い」と感じられる源になります。
- そのため、これまでの価値観に加え、「背景を知ること」によって、新たな価値観を共有していくことが重要です。

良好な景観づくりは魅力的なまちづくりそのもの

- まちは、そこで暮らす市民や事業を営む事業者、来訪者、行政等多様な主体の意識やそれに基づく行動に影響されて形づくられる共有の財産です。
- そのため、「良好な景観」をつくっていくことは、私達のまちに対して誇りと愛着をもち、魅力的なまちをつくることそのものであるといえます。

風土として息づくことを考えながら、未来につなぐ景観づくりを目指す

- 「景観十年、風景百年、風土千年」と言われるように、景観は今の暮らしを反映するものであり、風景は時間軸を感じるもの、風土は時間軸の中に歴史、文化が読み取れるものです。
- そのため、私達の日々の営みが、いつか時を経て、風土としてその土地に息づくことを考えながら、未来につなぐ、景観づくりに取り組む必要があります。



景観の概念図

2－2 今なぜ景観なのか

～ 戦後の経済復興 ～

- ・ 戦後、我が国では経済復興に重点を置いた政策展開によって、素晴らしい経済発展を成し遂げ、活力ある利便性に富んだ生活の可能な社会が築き上げられてきました。
- ・ しかし、世界に並ぶ経済発展を遂げたその一方で、私達は自然や歴史を感じることのできるまちなみの減退を招く等、これまで培ってきた貴重な都市の蓄積を失ったという事実も否めません。

～ 成熟社会のなかでの意識変化 ～

- ・ 人口増加や経済成長に対応した、経済性、効率性を重視した都市整備を進めた時代が終焉を迎え、成熟した社会のなかで画一的な都市景観のあり方が問われている現在、地域の特性や魅力が再認識され、人々の多様な価値観を満たす魅力ある空間の形成が求められています。
- ・ 人々の価値観の多様化やライフスタイルの変化によって、空間としても潤い・安らぎ等の精神的な豊かさ、すなわち「量的充足」から「質的充足」への転換が求められつつあります。そのため、身近な水辺や緑、美しいまちなみや歴史的趣と調和した生活環境の保全、創造を図っていくことが必要です。

～ 法制度の充実 ～

- ・ 国では、平成15年に空間面での「質的充足」の実現に向け、「美しい国づくり政策大綱」がまとめられました。これは、歴史や文化、風土等地域の個性を重視しながら美しい国づくりを進めようと策定されたものです。また、「1地域1観光」を打ち出している政府の「観光立国行動計画」を地域づくりから支援する役割も有しています。
- ・ 平成16年には、「景観法」が制定され、これまで法的な根拠が希薄であった景観誘導等の施策に対して法律に基づく枠組みが設けされました。
- ・ これら法制度の充実をうけ、従来、自治体が独自で推進してきた景観に関する取り組みを景観法に基づく新たな枠組みの中で見直しつつ、さらに充実した取り組みとして展開していくことが期待されています。

～ 次代への継承 ～

- 景観は、人々の営みや生業、地域の歴史・文化が映し出されているものであり、景観を大切に思うことが、地域の営み、地域の歴史・文化を知ることにつながり、こうした心を育むことが地域への愛着につながっていくのです。
- そのため、私達は先人から受け継いだ美しい景観を保全・育成し、次世代に継承していくための「景観まちづくり」に取り組んでいくことが重要です。

～ 戦後の経済復興 ～
経済成長、利便性 ⇔ 環境破壊、歴史・文化的資源の喪失



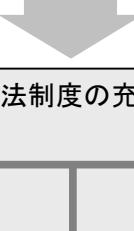
～ 成熟社会のなかでの意識変化 ～
物的成長の一定の終焉 ⇒ 「量的充足」から「質的充足」



景観に対する
価値観の変化・気づき

現行の景観行政・取り組みの限界

- ・景観整備・保全のための共通の基本理念がない
- ・自主条例に基づく手法の限界 等



～ 法制度の充実 ～

美しい国づくり政策大綱
(平成 15 年 7 月)

観光立国行動計画
(平成 15 年 7 月)

景観法 (平成 16 年 6 月)

- ※ 我が国初めての景観に関する総合的な法律
- ・ 良好な景観の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにする
 - ・ 条例では限界のあった強制力を伴う法的規制の枠組みを用意



良好な景観の保全・育成・創出と次代への継承

2－3 景観づくりを進めると

地域の魅力や特徴づくりにつながります

- 良好的な景観を形成することは、地域の自然環境や歴史・文化・伝統、産業等を活かすことであり、ひいては地域の魅力や特徴づくりにつながります。

良好な住環境の形成につながります

- ライフスタイルの多様化による生活環境に対するニーズの高まりに対し、私達の生活にも潤いやゆとりを感じることのできる良好な景観を創出することは、良好な住環境の形成につながります。

まちの活性化につながります

- 良好的な景観形成により地域の魅力の向上や特徴づくりがなされることで、観光の振興や交流が促進され、ひいてはまちの活性化につながります。

まちに対する愛着や誇りの醸成につながります

- 自分達が暮らすまちの景観と改めて向きあい、自らが景観まちづくりに参加することで、新たな発見・気づき、地域の人々とのつながりが生まれ、自分達のまちに対する愛着や誇りの醸成につながります。

地域コミュニティの再生・活性化につながります

- 自分達が暮らすまちの景観を考えるための話し合いの場や清掃活動、花植え活動に参加する等、地域住民が共に景観づくりに取り組むことで、地域コミュニティの再生・活性化につながります。